

參考資料

（仮称）マンガの聖地としまミュージアム整備検討会議設置要綱

平成 28 年 9 月 8 日

文化商工部長決定

（設置）

第 1 条 （仮称）マンガの聖地としまミュージアム（以下「としまミュージアム」という。）の整備にあたり、トキワ荘のあったマンガの聖地として、南長崎地区全体を、マンガを肌で感じることができる面的なまちづくりを行うに際し、その象徴となる施設を整備するため、トキワ荘関係者、地域住民の参加のもと（仮称）マンガの聖地としまミュージアム整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 検討会議は以下に掲げる事項を所掌する。

- （1） としまミュージアム基本計画（案）の策定に関すること。
- （2） としまミュージアムの展示内容に関すること。
- （3） としまミュージアムの建築、設計に関すること。
- （4） としまミュージアムの運営に関すること。
- （5） その他としまミュージアムの整備に関し必要なこと。

（構成）

第 3 条 委員は、次に掲げる者で構成し、区長が依頼する。また、委員の中から特別顧問を設置することができる。

- （1） 学識経験者
- （2） 関係団体の代表者
- （3） トキワ荘関係者
- （4） 地域団体の代表者
- （5） 区関係団体の代表者
- （6） 区職員 施設管理部長、文化商工部長、土木担当部長、財産運用課長、
施設整備課長、文化デザイン課長、文化観光課長、公園緑地課長
- （7） その他区長が必要と認める者

（委員の期間）

第 4 条 区長が依頼する委員の期間は、2 年以内とする。

（座長及び副座長）

第 5 条 検討会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、区長が選任する。

- 3 副座長は、座長の指名により定める。
- 4 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 所掌事項についての検討結果は、区長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、文化商工部文化観光課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月8日から施行する。

(仮称) マンガの聖地としまミュージアム整備検討会議 委員名簿 (敬称略)

| 分類 | 分野 | 肩書等 | 氏名 |
|----|---------|--|---------|
| 座長 | 関係団体 | 公益社団法人 日本漫画家協会常務理事 一般社団法人 マンガジャパン代表理事 豊島区国際アート・カルチャー都市懇話会 特別顧問 | 里中 満智子 |
| 委員 | 学識経験者 | 米澤嘉博記念図書館スタッフ | 秋田 孝宏 |
| 委員 | 学識経験者 | 専修大学文学部 客員教授 大阪芸術大学芸術学部 客員教授 | 幸森 軍也 |
| 委員 | トキワ荘関係者 | 株式会社手塚プロダクション 著作権事業局営業2部 部長 チーフ・プロデューサー | 湯本 裕幸 |
| 委員 | トキワ荘関係者 | 杉並アニメーションミュージアム館長 | 鈴木 伸一 |
| 委員 | トキワ荘関係者 | | 水野 英子 |
| 委員 | トキワ荘関係者 | | よこた とくお |
| 委員 | トキワ荘関係者 | | 山内 ジョージ |
| 委員 | 関係団体 | 株式会社アニメイトホールディングス 代表取締役社長 | 阪下 實 |
| 委員 | 地域団体代表 | としま南長崎トキワ荘協働プロジェクト協議会 会長 | 足立 菊保 |
| 委員 | 地域団体代表 | としま南長崎トキワ荘協働プロジェクト協議会 副会長 南長崎三丁目南部町会 会長 | 蒔田 直欣 |
| 委員 | 地域団体代表 | としま南長崎トキワ荘協働プロジェクト協議会 副会長 | 寺田 晃弘 |
| 委員 | 地域団体代表 | としま南長崎トキワ荘協働プロジェクト協議会 幹事長 | 羽場 宏祐 |
| 委員 | 地域団体代表 | としま南長崎トキワ荘協働プロジェクト協議会 幹事 南長崎ニコニコ商店街 会長 | 酒井 一成 |
| 委員 | 地域団体代表 | としま南長崎トキワ荘協働プロジェクト協議会 広報・企画・事業部 | 小出 幹雄 |
| 委員 | 地域団体代表 | としま南長崎トキワ荘協働プロジェクト協議会 事務局長 | 小林 俊史 |
| 委員 | 区関係団体 | 公益財団法人としま未来文化財団 事務局長 | 東澤 昭 |
| 委員 | 区関係団体 | 公益財団法人としま未来文化財団 地域コミュニ ティ創造課長 (～平成 29 年 3 月) | 保木井 繁 |
| 委員 | 区関係団体 | 公益財団法人としま未来文化財団 みらい文化課長 | 高橋 孝志 |
| 委員 | 区職員 | 施設管理部長 (～平成 29 年 3 月) | 石橋 秀男 |
| 委員 | 区職員 | 総務部長 | 齊藤 雅人 |
| 委員 | 区職員 | 文化商工部長 | 小澤 弘一 |
| 委員 | 区職員 | 土木担当部長 | 石井 昇 |
| 委員 | 区職員 | 財産運用課長 (～平成 29 年 3 月) | 上野 仁志 |
| 委員 | 区職員 | 財産運用課長 | 田中 雄三 |
| 委員 | 区職員 | 施設整備課長 | 近藤 正仁 |
| 委員 | 区職員 | 文化デザイン課長 | 樋口 友久 |
| 委員 | 区職員 | 文化観光課長 | 小椋 瑞穂 |
| 委員 | 区職員 | 公園緑地課長 | 小堤 正己 |

| | | | |
|--------|------|---------------|---|
| オブザーバー | 関係団体 | 一般社団法人マンガジャパン | — |
|--------|------|---------------|---|

| | | | |
|-----|---------|------------|--------|
| 協力者 | トキワ荘関係者 | 森安 なおや氏ご令室 | 森安 百合子 |
|-----|---------|------------|--------|

*平成 28 年 9 月の(仮称) マンガの聖地としまミュージアム整備検討会議設置時、特別顧問(トキワ荘関係者)として就任した「元講談社『少女クラブ』編集長」丸山 昭氏は平成 28 年 12 月逝去されました。これまでのご協力に感謝するとともに、謹んでご冥福をお祈りいたします。

(仮称) マンガの聖地としまミュージアム整備検討会議 検討経過

| 回 | 日時／会場 | 議事 |
|-----|---|--|
| 第1回 | 平成28年9月8日(木) 午後7時00分～9時00分 於：豊島区役所5階庁議室 | 1. 審議の進め方について 2. 南長崎マンガランド事業について 3. (仮称) マンガの聖地としまミュージアムの考え方について |
| 第2回 | 平成28年10月7日(金) 午後7時00分～9時00分 於：豊島区役所1階 としまセンタースクエア | 1. 地域への説明状況について 2. 南長崎花咲公園での整備について 3. (仮称) マンガの聖地としまミュージアムでの展示内容等事業展開について(ワークショップ形式による) |
| 第3回 | 平成28年11月15日(火) 午後7時00分～9時00分 於：豊島区役所1階 としまセンタースクエア | 1. ワークショップでのご意見について 2. (仮称) マンガの聖地としまミュージアムの基本理念、展開する事業活動計画等について 3. (仮称) マンガの聖地としまミュージアム ゾーニングレイアウトの一例について 4. その他 |
| 第4回 | 平成28年12月13日(火) 午後7時00分～9時00分 於：豊島区役所1階 としまセンタースクエア | 1. 事業活動の具体的な展開について 2. 設計スケジュールの変更について |
| 第5回 | 平成29年1月17日(火) 午後7時00分～9時00分 於：豊島区役所5階 507、508会議室 | 1. (仮称) マンガの聖地としまミュージアム整備基本計画(素案)について |
| 第6回 | 平成29年2月21日(火) 午後7時00分～9時00分 於：豊島区役所1階 としまセンタースクエア | 1. (仮称) マンガの聖地としまミュージアム整備基本計画(素案)について 2. パブリックコメントの実施について |
| 第7回 | 平成29年4月25日(火) 午後7時00分～9時00分 於：豊島区役所5階 507、508会議室 | 1. パブリックコメント実施結果について 2. 展示・建築設計検討会議の設置について |

